

岐阜保健大学 名古屋看護学部

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	P 2
2. 学部・学科等の特色	P 7
3. 学部・学科等の名称及び学位の名称	P 8
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	P 9
5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	P13
6. 実習の具体的計画	P16
7. 取得可能な資格	P26
8. 入学者選抜の概要	P27
9. 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色	P29
10. 研究の実施についての考え方、体制、取組	P30
11. 施設・設備等の整備計画	P31
12. 管理運営	P33
13. 自己点検・評価	P36
14. 情報の公表	P38
15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	P41
16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	P42

1. 設置の趣旨及び必要性

1-1 学園の沿革と名古屋看護学部設置の経緯

学校法人豊田学園は、「命と向き合う心、知識、技を持った地域医療に貢献できる医療人の養成」を建学の精神として、地域の保健医療や福祉に貢献する人材の育成を行ってきた。昭和53年（1978年）の中央調理師学校の設定に始まり、昭和59年に学校法人の認可を受けて医療関連職者の養成を開始した。平成2年に豊田学園医療専門学校と名称変更し、看護2年課程を開設、平成8年には豊田学園医療福祉専門学校と名称変更、平成9年にはリハビリテーション学科開設、平成15年に東洋医療学科を開設した。平成19年の岐阜保健短期大学看護学科、平成21年のリハビリテーション学科の開設を経て、平成31年（2019年）には、短期大学の看護学科を4年制大学の学部に改組する形で、岐阜保健大学看護学部を開設し、令和3年にはリハビリテーション学部(理学療法学科、作業療法学科)および岐阜保健大学大学院看護学研究科を開設し、質の高い医療人を養成してきた。学園全体として、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、はり師、きゅう師、柔道整復師の育成を行う総合医療学園として地域の医療に貢献を続けている。

このたび、名古屋市医師会との連携により、名古屋市医師会看護専門学校（2024年開校）（名古屋市港区）の校地校舎等の教育資源を継承し、令和9年（2027年）4月に名古屋看護学部を開設する。なお、同年度に、大学名称を「岐阜保健大学」から「日本保健大学」に改称する。大学名称の変更は、名古屋キャンパスの開設により、複数の県にキャンパスを持つ大学として、中部地区を中心として、より広域での学生募集や教育研究活動を実施する趣旨によるものである。

1-2 名古屋看護学部の社会的意義と必要性

（学士課程の看護教育で求められる人材像）

平成23年（2011年）以降、地域包括ケアシステムの構築、チーム医療の推進、医療安全などの医療提供体制が変化し、看護師にはこれまで以上に多様な場で状況に応じた適切な対応ができる看護実践能力が求められるようになった。

学士教育においては、平成20年（2008年）に中央教育審議会は「学士課程教育の構築に向けて」を答申し、国際的通用性を備えた人材を育成する必要性、質の高い教育を行うことの重要性が示され、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の明確化、分野別コア・カリキュラム作成の促進が提言され、これを受けて、日本学術会議健康・生活科学委員会看護学分科会は、平成29年（2017年）に「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：看護学分野」を報告した。看護学を「自然科学と人間科学の双方の要素を持ち、健康に関連して人々が示す反応の意味を探索し、人々の生活を基盤として健康の維持増進、疾病予防、疾病回復への専門的援助を探究する学問」と定義し、人間、健康をとらえる支援、援助を通して関わりを持ちながら相手への理解を進めるという固有のアプローチを有すること、学問と職業が密接に結びついていること等の看護学固有の特性が提示された。

平成 30 年（2018 年）の中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」では、2040 年に向けた社会変化の視点として、持続可能な開発のための目標

(SDGs)、Society5.0、第 4 次産業革命、人生 100 年時代、グローバル化、地方創生を掲げ、予測不可能な時代を生きる人材像が求められた。具体的には、普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身につけ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材像である。

以上のように、現在及び将来の看護学教育において求められる人材像も、医療を取り巻く時代の変化に対応して自ら課題を設定し、論理的思考力、グローバルなコミュニケーション等によって、新たな価値やビジョンを創造し、積極的に社会を改善していく資質・能力を有する人材である。本学部の開設と看護人材の養成は、上述した社会的要請に応えるものである。

（地域包括ケアシステムの中心的役割を担う看護師を育成する必要性）

急速に進む超高齢社会において、ヘルスケアサービスを支える人材の量的・質的確保は重要な課題であり、とりわけ在宅医療を支える高度な実践能力を持つ看護職の育成が社会全体から強く求められている。地域包括ケアシステムを支える在宅医療の推進には、看護職が、積極的に地域の関係者とのネットワークを構築していくとともに、地域の特性にあわせた看護サービスを提供できる看護職養成教育の整備が必要であり、複雑化、高度化した社会の中で地域医療に貢献できる看護職者の育成が重要である。地域包括ケアでは、訪問看護、施設看護、災害看護などのケアサービスを提供するにあたって、ケアサービスを必要とする人々の情報を迅速かつ的確に分析し、活用するための判断基準を持ち、実践的に活用できる高い能力をもつ看護師が求められている。看護職者は、医療界では最大数の専門職として活躍しており、医療及び介護の包括的在宅ケアのコーディネーターの役割及び多職種と協働してケアサービスを提供していくことが期待されている。この社会課題に応えるため、名古屋看護学部では、地域に密着した看護力を発揮できる人材を育成する。

（多様な領域で活躍する看護師を育成する必要性）

看護師が主に勤務する場所は、病院や診療所であるが、看護系大学教員、企業の健康管理室、介護保険施設・事業所、福祉施設、訪問看護ステーション、看護サービス提供事務所、企業・団体の研究や開発部門、海外での看護活動など、活躍の場は拡大傾向にある。看護職としての将来の多様なキャリアの可能性に対して、看護師養成の基礎教育の中では、キャリアデザインを意識した教育はこれまで十分ではなかったと言える。本学部では、地域の中で多様なキャリアの可能性を見いだせる教育を行う。そのため、生命に対する深い畏敬の念としなやかな創造力を持ち、看護の対象を受け止め、保健・医療・福祉の職業人と相補的にリーダーシップやフォローアップをとりながら協働できる能力を養う基礎的教育を実施していく。

1-3 名古屋看護学部の教育目的と養成する人材像

新たに開設する名古屋看護学部の養成する人材像は、建学の精神及び本学の目的に基づき、以下とする。

[建学の精神]

命と向き合う心、知識、技を持った地域医療に貢献できる医療人の養成

[岐阜保健大学 教育目的]

岐阜保健大学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、保健医療に関する専門の理論及び技術を深く教授研究し、並びに豊かな人間性、高潔な人格と専門的能力をかね備えた資質の高い人材を養成することにより、地域の保健医療の向上と福祉の増進に寄与し、その教育研究の成果により、広く地域と社会の発展に貢献することを目的とする。

[名古屋看護学部 養成人材像]

看護の基礎的知識と基本的な技術、態度を備え、生命の尊厳を基盤とした倫理観、心豊かな人間性をもった看護実践能力のある看護職を養成する。

1-4 3つのポリシー

上述した養成する人材像を実現するため、3つのポリシーを以下のように策定する。

[学位授与の方針] (ディプロマ・ポリシー)

本学部では、必要な単位を修得し、次の能力を有すると認められた者に、学士（看護学）の学位を授与する。

名古屋看護学部 ディプロマ・ポリシー

DP1	看護学および関連する学問を基盤に、看護の現象をよく理解して概念化・理論化し、科学的根拠に基づいた看護が実践できる。
DP2	看護の対象者を全人的に理解し、看護を実践できる。
DP3	地域で暮らす人々の健康と生活を支える役割と責務を果たすことができる。
DP4	豊かな人間性を育み、高い倫理観を持って、多様な背景を持つ人々と人間関係を形成できる。
DP5	看護専門職の役割を認識し、多職種と協働できる。
DP6	グローバルヘルスの課題解決に取り組むことができる豊かな国際感覚や語学力を身につけている。

上記のディプロマ・ポリシーの達成のため、具体的には以下の能力を身につける。

[身につける能力]

- ①社会に広く貢献するための幅広く深い教養、総合的な判断力及び誠実で豊かな人間性
- ②人間の尊厳と権利を擁護する能力、高い倫理観を基盤としたヒューマンケアの態度
- ③科学的根拠に基づき、看護を計画的かつ安全に実践する能力
- ④個人や家族の健康レベルや生活、地域の特性と健康課題を査定し、より質の高い看護を実践できる能力
- ⑤ケア対象のあらゆる発達段階、健康状態、心理状態に対応して援助できる能力
- ⑥保健医療福祉チームとの関係性を密にし、連携・協働して社会的ニーズや状況に対応した看護を提供できる能力
- ⑦看護専門職としての役割を果たし、社会に貢献していくために、将来にわたり自己研鑽を継続し、看護実践のための専門性を発展させる能力

[教育課程の編成方針] (カリキュラム・ポリシー)

本学部では、以下の方針により教育課程を編成する。

名古屋看護学部 カリキュラム・ポリシー

CP1	教育課程は、基本教育科目、専門教育関連科目、専門看護教育科目の3科目区分から構成する。
CP2	基本教育科目は、人間力や看護する対象の全人的・共感的な理解、コミュニケーション能力の養成、人間理解のために「思考力の養成」、「表現力の養成」、「人間力の養成」、「人間の理解」の4科目領域を置く。
CP3	専門教育関連科目は、看護の対象理解の基盤として、パートナーシップや科学的な知識や根拠に基づく判断力や対応力を養成するため、「健康と健康障害の理解」と「社会と環境の理解」の2科目領域を置く。
CP4	専門教育科目は、科学的根拠に基づく、看護のコアとなる知識と技術である看護実践能力とケア・スピリットを養成するため「基礎看護学」、「地域・在宅看護学」、「精神看護学」、「成人・老年看護学」、「母性看護学」、「小児看護学」の各看護専門分野の科目領域と、看護の統合的理解として、多職種連携・協働、地域社会の特性の理解と地域への貢献、看護専門職者としての成長に重点を置いた「看護の統合」、「公衆衛生看護学」、「看護研究」の科目領域を置く。
CP5	成績評価は、各科目においてその基準と方法を明示して、授業の到達目標の達成度を測定する。成績評価の方法は、定期試験やレポートなど多様な方法の中から適切な方法を選択または組み合わせで行う。授業の到達目標、成績評価の方法と基準はシラバスに明記する。

[入学者受入れの方針] (アドミッション・ポリシー)

名古屋看護学部では、自主自学の精神に基づき、自律して学ぶ意欲を持つ人を受け入れま

す。具体的なアドミッションポリシーは以下に示す。

名古屋看護学部 アドミッション・ポリシー

AP1	十分な基礎学力を有し、主体的に学ぶ姿勢と積極的に問題解決しようとする人
AP2	看護への強い関心を有し、社会貢献への意欲が高い人
AP3	豊かな感性を備え、他者と関係を育むことをいとわない人
AP4	看護を通じて国際的視野で活躍する志のある人

[看護学を学ぶために必要となる大学入学までに身に付けておくべき教科・科目等]

1. (国語) 日本語の読解力と適切に表現する能力
2. (英語) 国際的なコミュニケーション手段としての英語の能力
3. (生物・化学・数学) 生命現象を理解する上で必要となる生物や化学等の自然科学の基礎的知識

上述した養成する人材像及び3ポリシーの関係性は、全て整合していることを確認している。3ポリシーの具体的な関係図は【資料1】で示した。

1-5 組織として研究対象とする中心的学問分野

本学部では、「看護学」を中心的な研究の対象とする。

1-6 卒業後の進路

本学部の卒業後の進路としては、看護師（医療機関等）、保健師（自治体、保健所等）を想定している。

2. 学部・学科等の特色

2-1 学部の機能

平成 17 年 1 月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、本学部においては、看護専門職者の養成を通して、「高度専門職業人の養成」を担う。同時に、保健医療を通じた地域貢献と産学官連携を通じて、「社会貢献機能（地域貢献）」も担う。

2-2 学部の特色

本学部の特色として、

- ① 4 年間を通したシミュレーション教育
- ② ICT 機器を備えた環境でのハイレベルな教育
- ③ 名古屋市医師会との連携による高度な実践教育
- ④ 少人数によるきめ細やかな教育

の 4 点が挙げられる。

本学部では、看護職者として、専門的知識や技術はもとより、コミュニケーション能力や自ら考え問題解決する能力や行動力など社会人としての基礎的能力を育成する。教員による個別指導体制や少人数グループによるきめ細やかな学内外での学習指導体制をとって、学生個々の能力を伸ばすことを目的とした少人数教育を行う。学内では、医療人育成センターを設置し、臨床現場をリアルに再現した環境において知識と技術を「統合する力」を培う。実際の病院などの環境と変わらない学習環境を備え、学生が質の高い学習をできるよう支援する。

これらの教育上の特色により、社会人（看護職）としての基礎力、医療連携力、看護実践力の向上を目指す。名古屋市医師会とは、様々な連携を進める計画であり、本学部の教育研究において有形無形の好影響があると考えている。

3. 学部・学科等の名称及び学位の名称

3-1 学部学科の名称

本学部は、名古屋キャンパスに開設する本学の2つめの看護学部であることから、「名古屋看護学部」とし、学科の名称は「看護学科」とする。英訳名称については、看護系学部の名称として国際的に通用性がある以下の名称とする。

学部名称：名古屋看護学部

英訳名称：Faculty of Nagoya Nursing

学科名称：看護学科

英訳名称：Department of Nursing

3-2 学位の名称

本学部の学位に付記する専攻分野の名称については、主たる教育研究分野が看護学であることから、以下のとおりとする。英訳名称については、国際的に通用性がある以下の名称とする。

学位の名称：学士（看護学）

英訳名称：Bachelor of Nursing

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

4-1 教育課程編成の方針

本学部の教育課程は、以下に示す教育課程編成の方針により編成する。本学部の教育課程、科目区分、各科目がカリキュラム・ポリシーと整合していることを確認している。

名古屋看護学部 カリキュラム・ポリシー（再掲）

CP1	教育課程は、基本教育科目、専門教育関連科目、専門看護教育科目の3科目区分から構成する。
CP2	基本教育科目は、人間力や看護する対象の全人的・共感的な理解、コミュニケーション能力の養成のため、人間理解のために「思考力の養成」、「表現力の養成」、「人間力の養成」、「人間の理解」の4科目領域を置く。
CP3	専門教育関連科目は、看護の対象理解の基盤として、パートナーシップや科学的な知識や根拠に基づく判断力や対応力を養成するため、「健康と健康障害の理解」と「社会と環境の理解」の2科目領域を置く。
CP4	専門教育科目は、科学的根拠に基づく、看護のコアとなる知識と技術である看護実践能力とケア・スピリットを養成するため「基礎看護学」、「地域・在宅看護学」、「精神看護学」、「成人・老年看護学」、「母性看護学」、「小児看護学」の各看護専門分野の科目領域と、看護の統合的理解として、多職種連携・協働、地域社会の特性の理解と地域への貢献、看護専門職者としての成長に重点を置いた「看護の統合」、「公衆衛生看護学」、「看護研究」の科目領域を置く。
CP5	成績評価は、各科目においてその基準と方法を明示して、授業の到達目標の達成度を測定する。成績評価の方法は、定期試験やレポートなど多様な方法の中から適切な方法を選択または組み合わせで行う。授業の到達目標、成績評価の方法と基準はシラバスに明記する。

4-2 教育課程の編成の考え方

本学部の教育課程は、「基本教育科目」、「専門教育関連科目」、「専門看護教育科目」の3つの科目区分で構成し、看護学を体系的に学べる教育課程としている。本学部の教育課程の体系性については、カリキュラムマップ【資料2】で示した。

本学部は、看護師及び保健師（選択制）の養成を行うことから、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に準拠した、看護師及び保健師国家試験の受験資格要件を満たすための教育課程としている。また本学部の教育課程は、看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和6年度改訂版）も参照し準拠している。指定規則との対比表は【資料3】で示した。

基本教育科目では、「思考力の養成」、「表現力の養成」、「人間力の養成」、「人間の理解」の4科目領域を通じて、「豊かな人間性」を身につけられるように科目を配置している。

専門教育関連科目としては、「健康と健康障害の理解」科目領域と「社会と環境の理解」科目領域を置き、看護の基礎となる医学的知識に関連した科目と公衆衛生学や社会保障に

関連する科目を配置している。

専門看護教育科目は、看護の各専門領域として「基礎看護学」「地域・在宅看護学」「精神看護学」「成人・老年看護学」「母性看護学」「小児看護学」「看護の統合」「公衆衛生看護学」「看護研究」の科目領域に区分している。専門看護教育科目では、知識や技術を発展・応用できる看護実践能力を培うために、専門領域の講義科目と演習科目に加え、それまで培った能力を実践の場で展開する臨地実習科目を配置する。「看護の統合」科目領域、「看護研究」科目領域では、看護職者として、広い視野と確かな判断力、課題対応能力、科学的探求能力をもって看護実践や看護研究に取り組める人材を育てるために、4年間の学びを統合する科目を配置する。以上の4年間の学修により、高い資質と看護実践能力を持った看護職者を育成する。

4-3 教育課程の具体的な説明

本学部の教育課程の詳細について以下にて説明する。

[基本教育科目]

「思考力の養成」科目群として、「看護ゼミナールⅠ」「情報科学」「情報科学の実践」「基礎統計学」「問題解決法」の5科目を置く。

「表現力の養成」科目領域として「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語Ⅲ」「英語Ⅳ」「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」「手話」「中国語Ⅰ」「中国語Ⅱ」の9科目を置く。

「人間力の養成」科目領域として「自己管理と社会規範（性教育含む）」「哲学」「他者理解と信頼関係」「地域活動と社会貢献（ボランティア含む）」の4科目を置く。

「人間の理解」科目領域として「現代の倫理」「心理と行動」「学習と行動」「健康と生活」「愛知県の歴史と文化」「看護ゼミナールⅡ」「看護ゼミナールⅢ」「看護ゼミナールⅣ」「多文化と多様性の理解」の9科目を置く。

以上により27科目を置き、12科目13単位を必修とする。

[専門教育関連科目]

「健康と健康障害の理解」科目領域として、「人体構造機能学Ⅰ」「人体構造機能学Ⅱ」「人体構造機能学Ⅲ」「生体防御学」「医療薬理学」「病理学」「疾病治療論Ⅰ（成人A）」「疾病治療論Ⅱ（成人B）」「疾病治療論Ⅲ（精神・高齢者）」「疾病治療論Ⅳ（小児・母性）」「健康へのアプローチ（栄養学含む）」「健康と運動」の12科目を置く。

「社会と環境の理解」科目領域として、「保健統計学」「社会保障論」「日本国憲法（法と人権・含看護関係法規）」「ケアサイエンス」の4科目を置く。

以上により16科目を置き、全16科目22単位を必修とする。

[専門看護教育科目]

「基礎看護学」科目領域として、「看護学概論」「看護援助方法論Ⅰ」「看護援助方法論Ⅱ」「看護援助方法論Ⅲ」「看護過程演習Ⅰ」「看護過程演習Ⅱ」「フィジカルアセスメント」「看

「看護マネジメント」「看護理論」「看護倫理」「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅱ」の12科目（全て必修科目）を置く。

「地域・在宅看護学」科目領域として、「地域・在宅看護学概論」「地域・在宅看護学援助論Ⅰ」「地域・在宅看護学援助論Ⅱ」「地域包括ケア・多職種連携論」「愛知県の地域医療」「地域・在宅看護学実習Ⅰ（予防的家庭訪問・地区診断）」「地域・在宅看護学実習Ⅱ」の7科目（全て必修科目）を置く。

「精神看護学」科目領域として、「精神看護学概論」「精神看護学援助論Ⅰ」「精神看護学援助論Ⅱ」「精神看護学実習」の4科目（全て必修科目）を置く。

「成人・老年看護学」科目群として、「成人・老年看護学概論」「成人・老年看護学援助論Ⅰ（成人・老年期の保健活動）」「成人・老年看護学援助論Ⅱ（疾患別健康援助看護1）」「成人・老年看護学援助論Ⅲ（疾患別健康援助看護2）」「成人・老年看護学援助論Ⅳ（健康障害-がん・終末と周手術期看護）」「成人・老年看護学援助論Ⅴ（機能障害の看護）」「成人・老年看護学援助論Ⅵ（老年期による看護）」「成人・老年看護学演習（成人・老年看護技術）」「成人・老年看護学実習Ⅰ（看護過程と看護技術）」「成人・老年看護学実習Ⅱ（急性期・慢性期・施設）」の10科目（全て必修科目）を置く。

「母性看護学」科目領域として、「母性看護学概論」「母性看護学援助論Ⅰ」「母性看護学援助論Ⅱ」「母性看護学実習Ⅰ（妊娠～分娩期保健管理）」「母性看護学実習Ⅱ」の5科目（全て必修科目）を置く。

「小児看護学」科目領域として、「小児看護学概論」「小児看護学援助論Ⅰ」「小児看護学援助論Ⅱ」「小児看護学実習Ⅰ（乳幼児・周手術期管理）」「小児看護学実習Ⅱ」の5科目（全て必修科目）を置く。

「看護の統合」科目領域として、「看護ゼミナールⅤ」「災害看護論」「薬物療法と看護」「家族看護論」「医療安全管理論」「国際保健医療活動論」「国際看護活動実践看護」「医療的ケア実践看護（小児・母性）」「災害看護活動実践看護（公衆衛生・小児）」「シミュレーション実践看護（基礎）」「健康と運動実技（市民スポーツ教室実習）」「癒やしとタッチケア」「公衆衛生学（含疫学）」「統合実習Ⅰ」「統合実習Ⅱ」「看護の統合と実践Ⅰ」「看護の統合と実践Ⅱ」「公衆衛生看護学概論Ⅰ」の18科目を置く。このうち10科目（14単位）を必修科目とする。

保健師課程の「公衆衛生看護学」科目領域として、「公衆衛生看護学概論Ⅱ」「健康教育・組織育成活動論」「公衆衛生看護学実践論Ⅰ」「公衆衛生看護学実践論Ⅱ」「地域看護診断論」「公衆衛生看護学援助論（演習を含む）」「地域ケアシステム論」「公衆衛生看護学管理論（健康危機管理含む）」「学校・産業看護論」「疫学」「保健統計学演習」「保健医療福祉行政システム論」「保健医療福祉行政システム論演習」「公衆衛生看護学臨地実習Ⅰ」「公衆衛生看護学臨地実習Ⅱ」の15科目を置く。本科目群は保健師課程を選択する学生のみが全科目を必修科目（27単位）として履修する。

卒業研究に向けた「看護研究」科目領域として、「看護研究Ⅰ」「看護研究Ⅱ」の2科目を置く。両科目の3単位を必修とする。

以上により78科目を置き、70単位を必修とする。

上述した科目内容により、本学部の教育課程は、121 科目（必修科目 105 単位）により構成され、基礎科目から専門、発展科目に学修を展開できるように、段階的、体系的に構築されている。

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

5-1 教育方法

(配当年次の設定)

本学部の教育課程は、基本教育科目、専門教育関連科目、専門看護教育科目の3区分で構成しており、基本教育科目は主に1年次、専門教育関連科目は1年次と2年次、専門看護教育科目は1年次から4年次にかけて配置しており、4年間で体系的な学修が可能となる教育課程としている。講義科目と演習科目・実習科目は、1年次から講義で学んだことを演習・実習で体験し、学びの内容が着実に身に付くように適切に配置している。すべての授業科目のシラバスを作成し、授業目的・獲得目標、授業の内容、方法、評価方法、事前事後学習を丁寧に記載し、学生の科目履修を支援する。

(授業の方法)

本学部における授業方法は、知識の理解と獲得を目的とする科目については、原則として講義形式の授業形態をとる。態度志向性及び技術技能の修得を目的とする科目については、演習形式の授業形態とし、学生の主体的かつ能動的な学びを引き出す。必要に応じて少人数グループ学習、学生の参加学習等の双方向型、アクティブラーニングを重視した学習を展開する。特に看護技術の演習は、指導教員及び助手を複数配置する。その他科目の演習では、基幹教員が1～5名の対応で指導に当たる。さらに、技術実習については補講等を行い、達成できるところまで指導する。

(授業の内容に応じた学生数)

受講する学生の人数については、教育目的を効果的かつ確実に達成するために、授業科目ごとの授業形態に則して、語学科目は20名、講義形式科目は80名、演習形式科目は40～80名、臨地実習では、1か所及び1病棟につき原則として5名（実習科目により増減することはある）とする。

(履修科目の登録上限[CAP制])

各科目の単位数に求められる学修時間、自宅学修時間を担保し、4年間を通じた学生の学修効果を高め、学生が無理なく学内及び自宅での学修に励むことができるように、年間の履修単位の上限を50単位とする。

(成績評価)

成績評価は、各科目においてその基準と方法を明示して、授業の到達目標の達成度を測定する。成績評価の方法は、定期試験やレポートなど多様な方法の中から適切な方法を選択または組み合わせて行う。授業の到達目標、成績評価の方法と基準はシラバスに明記する。卒業時の学生の質を担保する観点から、あらかじめ学生に対し、授業における学習目標や、その目標を達成するための授業の方法、計画等をシラバスを通じて明示する。明示した成績

評価基準に基づき厳格な評価を行うため、GPA 制度を導入する。

5-2 履修指導

(履修指導方法)

履修指導の方法は、入学時及び各学期開始時に行う学生オリエンテーションにおいて、卒業までの履修計画に基づき、各学期に取るべき必修科目、選択科目について詳しく説明し、学生に周知徹底を図る。学生に対して、必修科目の履修時期や、各学生の興味や関心に従って履修すべき選択科目について助言を行う。

(保健師課程履修者の選考について)

保健師課程希望者の学生については、以下の要項により選考する。保健師課程を希望する学生への履修指導は、入学時より各学期のオリエンテーション時に遺漏なく実施する。

- 選考時期：2 年次後期（成績評価修了後）
- 選考人数：12 名
- 選考方法：教務委員会において、既習科目（1～2 年次）の成績、学修状況等を、具体的選考基準により公正かつ客観的に審査し選考する。
- 選考条件
 - ①保健師への関心が高く、保健師としての就業を強く志していること
 - ②2 年次後期までの必修科目のすべての単位を修得していること
 - ③出席状況など学業生活が全般的に安定していること

(アドバイザー制の導入)

本学部では、アドバイザー（担任）制を採用する。少人数担任制（学生 10 名に対して基幹教員 1 名をアドバイザーとして配置）により、学生生活や履修方法に関する相談に応じ、学生それぞれの状況に合わせた個別指導の体制を整え、学生の修学環境を支援する。

5-3 卒業要件

(単位数)

卒業要件として必要な単位数について、講義及び演習は、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とし、実習は、45 時間をもって 1 単位とする。

(卒業要件)

必修科目として、基本教育科目から 13 単位、専門教育関連科目から 22 単位、専門看護教育科目から 70 単位、合計 105 単位を修得し、全ての選択科目から 19 単位以上を修得し、合計 124 単位以上を修得すること。（履修科目の登録の上限：50 単位（年間））

【卒業要件】 124 単位

必修科目	基本教育科目	13 単位（必修）	105 単位（必修）
	専門教育関連科目	22 単位（必修）	
	専門看護教育科目	70 単位（必修）	
選択科目	全ての選択科目から	19 単位以上（選択）	
合計		124 単位以上 (必修科目 105 単位+選択科目 19 単位以上)	

5-4 履修モデル

履修モデルとして、看護師コース、保健師コースの2モデルを設定する。履修モデルの詳細は【資料4】に示す。看護師資格のみを取得する履修モデルでは124単位、看護師資格、保健師資格を取得する履修モデルでは151単位を取得する。

6. 実習の具体的計画

6-1 実習計画の概要

(実習の基本方針)

看護は実践の科学であり、看護教育課程における臨地実習は、看護の知識・技術を統合し、実践へ適用する能力を育成する教育方法と位置づけている。看護系人材として求められる基本的な資質と能力を常に意識しながら、多様な場、多様な人が対象となる実習に臨む。その中で知識・技術の統合を図り、看護の受け手との関係形成やチーム医療において必要な対人関係能力や倫理観を養うとともに、看護専門職としての自己の在り方を省察する能力を身に付ける。本学部では、臨地実習を通して、人々の治療や生活の場とそれらを支える社会資源の実際を知り、人々と関係性を築きながら、看護学の知識・技術・態度を統合し、実践へ適用する能力を身に付ける。

(実習計画の全体概要)

本学部の臨地実習科目として、7領域13科目（看護師課程）、2科目（保健師課程）の合計15科目を配置した。

[看護師課程]実習科目

科目	配当年次	単位数
基礎看護学実習Ⅰ	1年前期	1
基礎看護学実習Ⅱ	2年後期	2
地域・在宅看護学実習Ⅰ（予防的家庭訪問・地区診断）	3年前期	1
地域・在宅看護学実習Ⅱ	3年後期	1
精神看護学実習	3年後期	2
成人・老年看護学実習Ⅰ（看護過程と看護技術）	3年後期	1
成人・老年看護学実習Ⅱ（急性期・慢性期・施設）	3年後期	3
母性看護学実習Ⅰ（妊娠～分娩期保健管理）	3年後期	1
母性看護学実習Ⅱ	3年後期	1
小児看護学実習Ⅰ（乳幼児・周手術期管理）	3年後期	1
小児看護学実習Ⅱ	3年後期	1
統合実習Ⅰ	3年後期	1
統合実習Ⅱ	4年前期	2

[保健師課程]実習科目

公衆衛生看護学臨地実習Ⅰ	4年前期	3
公衆衛生看護学臨地実習Ⅱ	4年前期	2

具体的な実習スケジュール及び各実習グループにおける担当教員の配置は【資料5】に示した。4年間を通じた体系的な臨地実習の実施により、人々の治療や生活の場とそれらを支える臨床施設等の実際を知り、人々と関係性を築きながら、看護学の知識・技術・態度を統合し、実践能力を身に付けられるように実習計画を構築している。

6-2 各実習科目の内容

①基礎看護学実習Ⅰ

医療・福祉施設において療養生活をおくる対象者に対し、生活環境の整え方、療養生活の過ごし方、日常生活の援助方法を対象者の立場に立って理解し、看護学生として自己の課題を明確にする。実際面では、対象者の療養生活の過ごし方を対象者の立場から観察し、療養生活を送る対象者の生活環境や日常生活の援助方法について実地に学ぶ。対象者の立場や倫理的態度について理解し、看護の機能について学ぶ。さらに実習でかかわるすべての人たちに、看護学生として他者を重んじる行動をとることで、看護職者に求められる基本的な態度を修得する。

②基礎看護学実習Ⅱ

医療機関において健康障害により入院生活を送っている対象者を受け持ち、看護過程を展開する基礎的な能力を修得する。看護に必要な情報を適切にアセスメントし、看護上の問題を明確化し、それを言語化する能力、また看護計画を立案し実践できる能力を身につける。これらの看護過程を通して看護職として必要な態度を修得する。

③地域・在宅看護学実習Ⅰ（予防的家庭訪問・地区診断）

地域・在宅で療養する様々な人々の健康を支える保健医療福祉制度をはじめとした社会資源を広く学修することを通して、地域と人々の暮らしを理解し、多職種とともに地域の健康づくりに貢献する看護の役割と独自性を思考する。

④地域・在宅看護学実習Ⅱ

地域で生活する療養者と家族の療養生活の継続を支援するために必要な、訪問看護の知識と技術、臨床判断能力について、地域の保健医療福祉サービス機関と連携しながら実践的に学ぶ。対象に応じた看護過程の展開を実践するための能力と態度を養うと同時に、地域包括ケアシステムの中での看護の役割と機能を思考しながら、学生自身の看護観を深めることを目的とする。

⑤精神看護学実習

精神看護学実習の対象者の体験に添って、精神健康上の問題の陰にある生きにくさについて、その人の生活上の文脈において理解し、その人らしく生きるための援助として、自らをケアの道具として最大限に活かし、患者—看護師関係を発展させていく能力を修得する。また、発達段階、状態像、回復過程の状況を統合的に判断し、ストレングスに焦点を当てた

看護実践について実地に修得する。さらに、対象者が地域で生活するために必要な支援や多職種連携の実際を通して、精神科看護師の役割を実践的に修得する。

⑥成人・老年看護学実習Ⅰ（看護過程と看護技術）

様々な健康レベルにある成人期老年期の対象の特徴、健康障害、治療およびそれらの相互作用を総合的に理解し、対象に適した看護を実践するための看護過程の展開について学ぶ。また、看護実践に必要な看護技術を習得する。

⑦成人・老年看護学実習Ⅱ（急性期・慢性期・施設）

成人期老年期にある対象者を総合的に理解しあらゆる健康レベル、健康障害のある対象者及び家族の看護を科学的に実践できる基礎的能力を養う。急性期においては身体侵襲による合併症を予防し、退院後の生活に向け順調に回復するための看護の実践、慢性期においては、慢性病を持つ対象者のライフヒストリーを理解し、QOLを尊重した自己管理につながる看護援助法を修得する。また、施設で生活する高齢者や地域で暮らす高齢者がその人らしく安定した生活を送るための支援について学ぶ。

⑧母性看護学実習Ⅰ（妊娠～分娩期保健管理）

母性看護援助論Ⅱで学んだ周産期にある母性及び新生児への看護において実施する母性看護技術について、臨地実習開始前の学内実習でその習得状況を確認する。さらに、母性看護の対象である妊産褥婦・新生児について理解し、必要なコミュニケーションや態度を養う。

⑨母性看護学実習Ⅱ

妊娠期・分娩期・産褥期の母児の特徴と正常な経過を理解し、看護理論を活用して看護過程を展開する。また、周産期の母子関係や家族への支援の重要性を理解し、切り目ない包括的援助方法を修得する。本実習を通して、生命の尊厳と生命を守る大切さや、学生自身の親性の理解を深める。

⑩小児看護学実習Ⅰ（乳幼児・周手術期管理）

成長・発達過程にある小児の特性とその家族へのかかわりを理解する。小児の成長発達を促進し、健康レベルに適した援助ができるよう、シミュレーションを活用し小児看護に必要な基本的な知識・技術・態度を修得する。

⑪小児看護学実習Ⅱ

健康な小児と健康障害をもつ小児の双方に関わる体験を通して、成長・発達過程にある小児の特性とその家族へのかかわりを理解する。小児の成長発達を促進し、健康レベルに適した援助ができるよう、総合病院、保育所、療育センター等における臨地実習を通して、小児看護に必要な基本的な知識・技術・態度を修得する。

⑫統合実習Ⅰ

既習の知識と技術を統合し、専門職業人としての自覚と倫理観に基づく看護の対象者、医療従事者との信頼関係の構築、コミュニケーション能力の習得を目的とする。また、並行して実施している臨地実習を通じて、必要な実践能力や保健医療福祉チームの一員として役割を思考し、安全かつ質の高い看護を限られた時間内で効率的に提供していくためのスキルについて理解を深め、将来の自身の姿を展望することを目指す。

⑬統合実習Ⅱ

既習の知識と技術を統合し、専門職業人としての自覚と倫理観に基づく看護の対象者への看護実践能力を習得することを目的とする。複数の看護の対象者に対し、限られた時間内で必要なケア提供や保健福祉医療チームの中で、安全かつ質の高い看護を効率的に提供していくための看護管理・多職種との連携・協働について理解し、専門職業人として必要なスキルを明確にする。

⑭公衆衛生看護学臨地実習Ⅰ

⑮公衆衛生看護学臨地実習Ⅱ

地域看護学、疫学、保健統計学、保健福祉行政論で学んだ知識を保健所、市町村、事業所、健康づくりセンター、学校などで実習する。地域保健活動(健康相談・集団検診・グループ活動など)実際を見学および体験することにより、地区の状況に応じた保健計画の立案、保健活動の計画を知り、その意義を理解し、地区活動に必要な保健管理や市町の具体的な健康危機管理体制の実際を理解する。また、地域看護活動の実際を体験することにより、これまでの学習を統合し、公衆衛生看護と継続看護に必要な基礎的技術、態度を身につける。

6-3 実習指導体制と方法

全ての臨地実習科目が十分に円滑に運営できるように、基幹教員 20 人のうち、看護師資格、保健師資格を保有した 19 人が臨地実習科目を担当する。看護専門領域を担当する基幹教員の内訳は、基礎看護学領域は 7 人、地域・在宅看護学領域は 2 人、精神看護学領域は 2 人、成人・老年看護学領域は 4 人、母性看護学領域は 5 人、小児看護学領域は 5 人の予定で、臨床及び教育で十分な実績のある教授または准教授を各領域の責任者とし、その下に講師、助教を配置した。

6-4 実習計画の詳細

(ア) 実習の目的

(実習の目的)

(1) 看護専門職者を目指すものとして、学内で修得した看護実践に必要な専門的な知識・技術・態度を実際の場面に応用し、看護の対象を全人的に捉え、理論と実践を結びつけた看護活動を展開する能力を養う。

(2) 実習を通して、看護の機能と役割についての自覚を養い、保健・医療・福祉の分野に

における看護職者としての理解を深める。

(3) 実習を通して、看護職者に求められる倫理観を養い、自己の人間的成長と専門職業人への自覚を育む。

(実習の達成目標)

(1) 学修した看護学の知識・技術・態度を統合し、根拠に基づき個別性のある看護を実践できる。

(2) 多様な場で展開される、人々の多様な生活の実際を理解できる。

(3) 多様な社会資源、サービス、制度の実際を見ることで看護の受け手の生活に関わる社会資源の意義を説明できる。

(4) 実習の積み重ねを通して、必要とされる看護が場や看護の受け手により異なることを理解し、看護者の役割を創造的に捉えることができる。

(5) 実施した看護の意味や課題を、看護の受け手を中心とする視点や倫理的観点で振り返ることができる。

(6) 実践の振り返りを通して、看護専門職としての自己の在り方を省察し、看護の質の向上に向けた自己研鑽ができる。

(イ) 実習先の確保の状況

名古屋看護学部の臨地実習の受け入れ施設として、医療機関、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、小学校、保健所等の48施設を確保した。地域の医療を担う病院、在宅医療・ケアを担う訪問看護ステーション、介護老人保健施設、保健所など、様々な健康レベルに応じた看護を実地に学ぶことができる多様な実習施設となっている。実習施設の一覧は【資料6】、実習施設の実習承諾書は【資料7】で示した。

(ウ) 実習先との契約内容

(実習契約書)

看護学実習にあたっては、臨地実習を行う実習施設に所定の契約書が存在する場合には、内容を双方で検討の上、原則として実習施設の定めたものに従う。臨地実習契約書において、実習の期間、実習の内容、実習教育費、実習生の健康状態、実習生の遵守義務、実習中の事故及び感染症対応、個人情報の保護とその報告、法人機密情報の保護、実習の中止条項、損害賠償と賠償責任保険の加入、契約解除その他の条項について取り決めており、契約書を遵守し、臨地実習を実施する。

(個人情報保護への対策)

本学部で使用する実習要綱に事故防止・感染防御対策と個人情報保護に関するマニュアルを記載し、学生・教員・実習関係者への周知徹底を図る。実習で知り得た個人情報は、個人情報保護法に基づいて、守秘義務を遵守しなければならないことを、実習前のオリエンテーション等を通じて、学生に確実に認識させるとともに、学生は所定の条項を遵守する旨の

誓約書を本学に提出する。

(エ) 実習水準の確保の方策

以下の方策により、実習水準の確保と向上に努める。

(実習単位・グループ編成)

臨地実習での学習効果を高めるため、原則として学生 5 名／グループの編成（16 グループ）とし、1 グループに 1 名の教員を配置する。少人数担当制とすることで、教員は学生に密着したきめ細かな指導が可能となり、看護実践能力を高める実習の水準を保つことが出来る。

(臨地実習要項の共有)

本学部の実習要項を学生に配布し、臨地実習の目的・目標、実習方法、実習内容、実習上の注意事項等を実習前により理解できるよう準備する。学生は、臨地実習中、常に「臨地実習要項」を携帯し、内容確認できるよう義務づける。さらに臨地実習要項は実習施設にも必要数配布する。

(問題対応・実習委員会の設置等)

臨地実習を円滑に展開することを目的として、学部内に「実習委員会」を設置する。委員会は本学部教授である委員長のもと、各領域の代表教員で構成する。実習委員会では、臨地実習教育方針の策定、実習目的や実習水準の確保・達成のための実習指導要綱・実習要綱の作成と学生および実習先への配布、年間実習計画の立案と調整、実習グループの編成、実習施設の開拓や継続検討、臨地実習指導者会の統括、学生への臨地実習オリエンテーション等の実施を統括し実施する。

(実習指導形態)

実習指導は、実習学生 1 グループに対し、原則 1 人の専任指導教員を配置し、実習配置表の計画のもとに実習先に出向き、実習施設の実習指導者と協力して、学生の指導責任を果たす。実習施設の実習指導者は、ベッドサイドでの看護ケアの指導に責任を持つとともに看護職者としてのモデルを示し、実習指導教員は学生の教育計画や教育実践の遂行の責任を担う。臨地実習期間中に原則 1 週間に 1 日、学内実習日を設け、カンファレンスや個人指導等を行い、実習効果の向上を図る。具体的には、実習内容の振り返り、カンファレンスによる情報の共有と自己の課題の明確化、個人指導による学習の方向づけ、援助技術の再確認と復習等がある。指導教員は学生の実習報告や記録をもとに面接指導を行い、学生、臨地実習指導者、教員間での実習内容の共有を図り、実習効果を高める。

(実習施設が専門学校の実習も受け入れている場合の実習目標や実習内容等、大学教育としての実習の質の確保に関する具体的な配慮方策)

実習施設が専門学校の実習も受け入れている場合、本学の実習目標や実習内容と専門学

校の実習目標や実習内容の違い等を事前に検討する。その上で、本学の実習目標が達成できるように、実習施設の看護職員に実習目標・実習内容について説明し、理解を深めてもらい、実習の質が確保できるように調整する。

(学生の実習参加基準・要件等)

学生の各実習科目の実習参加は、各看護専門領域で指定する実習前の必要履修科目の単位を修得していることが要件である。

(学生へのオリエンテーションの内容・方法)

実習に先立ち、学生に対してオリエンテーションを行う。オリエンテーションは当該学生全員に行うものと、科目別の実習グループを対象としたものを実施する。全員を対象とするオリエンテーションは準備期間を考慮して、2ヶ月以上前に行い、実習に対する動機付けと心の準備を高める。科目別の実習グループ対象のオリエンテーションは、実習科目の固有の内容となるため、1週間前を目安に行う。全体オリエンテーションでは、実習の目的・目標、実習科目と実習計画・単位数、実習方法、提出物、単位認定に関わる事項及び注意事項について、実習要綱をもとに説明を行う。オリエンテーションではまず、実習生を含めた看護職者の倫理的責任について説明し、看護職者を目指す看護学生に求められる言動を示し、実習に臨む基本的姿勢を学生全員に認識させる。また個人情報保護については、実習記録物や言動からの情報漏洩に関する注意事項を説明する。また、医療職に求められる接遇マナーと社会常識についても説明する。各実習科目別のオリエンテーションでは、実習施設の具体的な説明と、学生の実習進行に合わせた具体的な学習課題について説明を行う。

(各段階における学生へのフィードバック、アドバイスの方法)

実習終了後は、実習報告会を開き、実習で学んだ内容、実習成果、問題点、今後の課題等を共有し、次の実習に向けての課題を明らかにし、準備学習に取り組ませる。その際、各学年の実習の成果や課題が翌年度の実習に生かされるよう配慮する。また、実習後、個々のフィードバック、アドバイスの機会として実習担当教員による個人面談を行って、それぞれの学生の学習内容と目標の達成度、評価、課題を明らかにし、学生がその課題の解決に主体的に取り組んでいくよう支援する。実習に対する取り組み方や心理的負担などにより、継続的な指導が必要な場合は次の実習担当教員へも引き継ぎを行う

(オ) 実習先との連携体制（大学と実習施設との連携方法と方法）

(実習前・実習中・実習後における調整・連携の具体的方法)

実習施設の臨地実習指導者とは、実習の目的・目標を共有し、相互に密接な連携をとり、実習方法や実習内容・教育方法・評価基準及び指導教員と臨地実習指導者との役割分担等について、綿密に協議や調整を行う。臨地実習を円滑に行うために、実習施設との連携体制を次のように計画する。

(看護領域ごとの連携調整打ち合わせ会)

各領域、各施設、病棟との実習指導の打ち合わせを臨地実習前に行い、実習目的・目標や実習の展開方法の確認を行う。さらに、実習施設において、指導に当たる教員が、円滑な実習運営のために、学生の実習以前に、病棟や外来の看護のシステムやケアの方法、患者の特徴、治療の特徴を知り、臨床指導者やスタッフとのコミュニケーションを図る。

(実習指導者会議)

実習指導者会議を開催し、当該年度の臨地実習開始前に、実習の目的・目標・実施方法・指導方法・評価基準・指導教員と臨地実習指導者との役割分担等について協議・決定する。実習後は、当該年度の実習成果・指導内容・指導方法等指導上の課題や問題点について点検評価を行う。会議の構成員は、各実習施設の臨地実習指導者と本学部の教員とする。

(実習指導者研修会)

臨地実習先の各施設の指導者と本大学の看護教員等を対象として、主に実習指導方法を中心として、実習指導者研修会を年1回程度開催する。

(緊急時の連絡体制：事故発生・感染症発生時の対応)

学生は、被災、過失等にかかわらず事故等にあつた場合は、速やかに実習担当教員に報告し、その指示を仰ぐことを徹底する。実習指導教員は、報告を得た場合、速やかに実習科目責任者に報告し、実習科目責任者は、事故・感染症発生時の対応マニュアルに従い、実習施設及び学部長に連絡する。学部長は、円滑かつ適切に対処できるよう対策を講じる。なお、学生及び実習指導教員は、当該事故について事故報告書(アクシデントレポートあるいはインシデントレポート)により書面で報告することを義務付ける。学生が感染症を発症した場合は、患者や他学生などへの感染を防御することを最優先としつつ、実習先及び学生に周知する。

(カ) 実習前の準備状況(感染予防対策・保険等の加入)

(感染予防対策)

実習要項に感染症対策、個人情報保護に関する誓約、事故防止等の手順を記載し、実習前のオリエンテーションならびに実習中の指導を通じて学生・教員・実習関係者に周知徹底を図る。感染症予防対策として、学生は、感染予防のために入学直後の健康診断でツベルクリン検査、胸部X線検査を行う。ツベルクリン検査が陰性の場合には、BCG接種を受ける。また、実習の前には、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体価検査を受けるように学生に指導する。抗体がない場合にはワクチン接種を義務付け、接種証明を提出させる。インフルエンザワクチンの接種も推奨する。実習前のワクチン接種ならびに感染症発症時の対応は実習オリエンテーションで学生に周知徹底する。

(損害賠償責任保険・障害保険等の対策)

実習中の感染・事故が発生し、実習生、患者、実習施設等への補償の必要が生じた場合に備え、実習開始前までに、一般社団法人日本看護学校協議会共済会の保険への保険加入を義務づける。

(キ) 事前・事後における指導計画

(実習前の指導計画)

病院等の臨地実習においては、対象者に不利益が生じないように、また対象者の人権に配慮しつつ、実習を進めるよう事前の教育を十分に行う。実習前には、オリエンテーションを十分に行うとともに、各実習開始時には、科目実習計画を詳細に説明し、実習の動機付けを図る。看護の対象者を受け持つ実習では、許される範囲内で対象者の情報を事前に開示頂き、事前学習と実習前のオリエンテーションにおいて徹底する。見学実習では、見学先の概要・特徴、見学時の注意事項と実習計画を確認させる。

(実習後の指導計画・実習後のレポート作成・提出等)

実習最終日にグループごとに実習報告会を開き、実習体験を共有するとともに、実習総括を行う。指導教員は実習の記録物とともに個別面接を行い、実習内容を振り返り、次の実習に向けて指導する。個人情報保護の観点から学生の実習記録物は大学が保管する。

(ク) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

実習科目の責任教員は教授又は准教授とし、各実習施設に実習要項を配布した上で、臨地実習指導者と連携し、実習の計画・実施・評価の責任を持つ。実習指導は担当の教員が行い、原則として各実習グループに1人の教員を配置する。実習期間中の担当教員の学内の授業担当については、事務局で時間割を調整するなどして、なるべく重複しないように努め、担当教員が実習施設の指導を離れることのないようにする。実習期間中に学内での講義等がある場合は、臨地実習指導者と担当教員が十分話しあい、合意の上、他の指導教員と連絡・調整をして実習場を離れる。

(助手及び非常勤講師等を配置する場合の採用基準、実習指導における役割、基幹教員との連携体制)

助手及び非常勤講師の学位は、原則として学士以上とするが、学士学位がなく優れた業績を持つ者については、教授会において個別の審議を行う。看護師として該当する看護領域での実務経験が3年以上あり、看護師の養成に意欲と関心を持つ者とする。母性看護学は助産師の資格を有する者とする。看護学生の実習指導を行った経験を持つことが望ましいが、ない場合は学内ならびに実習施設での研修を必ず受けることを採用の条件とする。助手及び非常勤講師は、当該分野の教員の指導のもとで、学生の実習指導の補助を行う。助手及び非常勤講師は、指導の際は学生にとって教育上の不公平がなく、実習の質が確保されるよう、実習中は常に教授・准教授と十分連携しなければならない。

(ケ) 実習施設における指導者の配置計画

(各施設での指導者の配置状況と連携会議等の開催計画)

各実習施設には、看護師資格をもつ施設の指導者をグループごとに最低1人を配置するよう依頼する。臨床経験が豊富で、可能な限り実習指導者養成講習会もしくは研修会を受講した看護師を中心に指導を依頼する。実習指導者養成講習会もしくは研修会を受講した看護師がいない場合は学校側の実習責任者と実習施設側の責任者とが協議し、学生を指導することができると思われる看護師に担当を依頼する。その場合は、事前に実習施設と協力して本学の臨地実習委員会が研修会を実施し、実習指導の質を担保する。

(コ) 成績評価体制及び単位認定方法（単位認定等評価方法）

(各施設の指導者と大学側の指導者との評価方法・連携)

臨地実習科目の評価と認定は、各実習科目の担当教員と実習施設の指導者の評価を全て十分に検討し、本学の教授または准教授である単位認定者が最終的に評価する。評価内容は、出席状況・態度・姿勢、目標に対する到達度、技能の習熟度から総合的に判断し評価する。

(大学における具体的な成績評価体制・単位認定方法・基準)

単位認定は、岐阜保健大学学則及び岐阜保健大学名古屋看護学部履修規程に準じて、実習科目ごとに行う。成績評価の基準は、

S(100～90点)：十分に理解・修得している。

A(89～80点)：理解・修得している。

B(79～70点)：概ね理解・修得している。

C(69～60点)：概ね理解・修得しているが、復習に努めること。

D(60点未満)：Cのレベルに達していない(不可)。

の5段階とする。

所定の実習時間に満たない学生は、単位認定を受けることができない。成績評価の結果、不可となった場合、その科目を再履修しなければならない。

(サ) その他特記事項

特になし。

7. 取得可能な資格

本学部で取得可能な資格は以下に示す。なお、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づく指定申請は、令和8年度に申請を行う予定である。指定規則との対比表は、【資料3】として掲載する。

資 格	資 格 取 得 要 件
看護師国家試験受験資格	本学部の卒業要件 124 単位を修得すること。
保健師国家試験受験資格	本学部の卒業要件 124 単位に加えて、保健師国家試験受験資格に必要な単位を修得すること。

8. 入学者選抜の概要

8-1 入学者受入れの方針

名古屋看護学部では、自主自学の精神に基づき、自律して学ぶ意欲を持つ人を受け入れる。

名古屋看護学部 アドミッション・ポリシー（再掲）

AP1	十分な基礎学力を有し、主体的に学ぶ姿勢と積極的に問題解決しようとする人
AP2	看護への強い関心を有し、社会貢献への意欲が高い人
AP3	豊かな感性を備え、他者と関係を育むことをいとわない人
AP4	看護を通じて国際的視野で活躍する志のある人

[看護学を学ぶために必要となる大学入学までに身に付けておくべき教科・科目等]

1. (国語) 日本語の読解力と適切に表現する能力
2. (英語) 国際的なコミュニケーション手段としての英語の能力
3. (生物・化学・数学) 生命現象を理解する上で必要となる生物や化学等の自然科学の基礎的知識

8-2 選抜方法及び検定料

本学部の入学者選抜方法を以下に示す。全ての選抜方法において、本学部のアドミッション・ポリシーに定めた資質及び学力の3要素を確認する。

①総合型選抜

テーマ作文により、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を評価する。面接において、出願時に提出された入学志望理由書、活動報告書、調査書をふまえ、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価する。特別奨学生入試において、個別学力検査により、「知識・技能」を評価する。グループ面談において、出願時に提出された調査書をふまえ、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価する。

②学校推薦型選抜

公募制推薦入試Ⅰ期において、個別学力検査により、「知識・技能」を、指定校制推薦入試、公募制推薦入試Ⅱ期、専門学科、総合学科推薦入試において、小論文により、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を、すべての推薦入試において、出願時に提出された入学志望理由書、入学希望書、調査書、活動報告書をふまえ、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価する。

③一般選抜

一般入試Ⅰ期・Ⅱ期において、個別学力検査により、「知識・技能」を、出願時に提出された調査書をふまえ、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価する。一般入試Ⅲ期・Ⅳ期において、小論文により、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を評価し、調査書をふまえ、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価する。大学入学共通テスト利用入試において、大学入学共通テストの得点により、「知識・技能」を、出願時に提出された調査書をふまえ、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価する。

[入試制度・募集人数・選抜方法]

	入試制度		募集人数	
総合型 選抜	総合型入試	Ⅰ期	5名	19名
		Ⅱ期	2名	
	特別奨学生入試		12名	
学校推薦型 選抜	指定校制推薦入試		18名	21名
	公募制推薦入試	Ⅰ期	3名	
		Ⅱ期	若干名	
	専門学科・総合学科推薦入試		若干名	
一般選抜	一般入試	Ⅰ期	24名	40名
		Ⅱ期	4名	
		Ⅲ期	若干名	
		Ⅳ期	若干名	
	大学入学共通テスト利用入試	Ⅰ期	12名	
		Ⅱ期	若干名	
Ⅲ期		若干名		
その他選抜	社会人入試		若干名	若干名
合 計			80名	80名

8-3 選抜体制

入学者選抜は、岐阜保健大学学則に則して、岐阜保健大学入試委員会が、学生募集要項に基づき、公平かつ厳正に行う。合格者の決定は、合否判定部会の原案に基づき、教授会の審議を経て透明性、公平性を確保した上で決定する。入学試験問題の作成および採点などについては、学長から委嘱を受けた入学試験問題作成部会において取り扱う。

9. 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

9-1 教育研究実施組織の編成の考え方

名古屋看護学部（入学定員 80 名、収容定員 320 名）は、20 名の基幹教員により教育研究実施組織を構築する。職位別の内訳は、教授 11 名、准教授 5 名、講師 2 名、助教 2 名である。全ての教員が教育、臨床、研究において十分な実績を保持しており、看護の大学教育にふさわしい配置としている。職位、年齢とも、偏りのない教員構成としている。

20 名のうち開設時 1 年次の就任は 7 名、2 年次までが 13 名、3 年次までに 20 名全員が就任する。大学設置基準における学部の必要基幹教員数は 6 名であることから、教育研究上問題ないことを確認している。博士学位の保持者は 4 名（20%）である。20 名中 19 名が看護師資格を有している。看護専門領域には、それぞれ教授もしくは准教授を配置し、領域の主要科目は、教授もしくは准教授が担当する。大学設置基準に準拠し、本学部における主要授業科目は、原則として本学部の基幹教員が担当する。本学部の看護系科目の授業においては、教育研究経験が豊かな教授職が、准教授、講師、助教等と共同担当方式で授業運営を行い、実績のある教員の授業展開技術や豊富な経験・知識などを、若い講師や助教が吸収できる機会を作る。

9-2 基幹教員の年齢構成

基幹教員 20 名について、本学部の完成時（令和 13 年 3 月）の年齢別分布は、30～39 歳が 2 名、50～59 歳が 6 名、60～69 歳が 8 名、70 歳以上が 4 名であり、バランスの取れた年齢構成となっている。基幹教員 20 名のうち、完成時（令和 13 年 3 月末日）において、本学の定年年齢である 75 歳を超過する者は 4 名（20%）である。本学の定年は満 75 歳と「学校法人豊田学園 教員定年規程」【資料 8】で定めているが、当規程の附則において、新たに設置する学部の基幹教員として採用された者にあつては、上記の条項を当てはめることなく例外的に運用することとし、完成年度まで定年退職の時期を延長するとしている。本学部の定年超過教員も、この規程に準拠し、完成年度までの就任が可能となっている。

9-3 教育研究実施組織の将来構想

本学部が完成年度を終えた令和 13 年度（5 年次以降）の教員組織の構想としては、定年退職となる基幹教員の後任には、退職と同時に同等職位以上の教員を補充し、設置計画と同一の基幹教員数（20 名）を維持するとともに、教育研究水準の維持向上と継続性を担保し、教育研究体制の欠落や低下が起きることのないようにする。

9-4 研究分野と研究体制

本学部の中心となる研究分野は、看護学である。看護学の教育と並行し、看護学及び関係する保健医療の研究を推進し、研究成果を地域や社会に還元していく。教員の研究については、研究業績豊富な各領域の教授が、講師や助教、助手を指導しつつ、助教や助手も含めた全ての基幹教員が積極的に研究に臨む体制を構築する。

10. 研究の実施についての考え方、体制、取組

本学部では、教授から助教に至る教員全員が開設初年度から研究計画を持って、積極的に研究に臨める体制を取る。研究費については、個人教育研究費に加えて、学内の教員による共同研究、および他大学教員や自治体、所管の研究所、企業等との調査及び実験的研究に備え、研究奨励費等も準備している。また、本学は科学研究費補助金など外部からの研究費を獲得することで、さらに研究活動の活性化を図っている。専門の技術職員やURAは学内に配置していないが、学部の事務局に研究支援担当の職員を置き、本学部及び教員の研究活動の支援を行う。

研究費については、個人研究費に加えて、学部における共同研究費も設置し、積極的な研究活動を奨励し、支援する。本学は科学研究費補助金など外部からの研究費についても、申請と獲得を積極的に支援し、研究活動の活性化を図る予定である。

本学では岐阜保健大学研究倫理委員会を設置し、本学における人間を対象とする研究について、個人の生命と尊厳および基本的人権が尊重され、科学的かつ社会的に妥当な方法と手段で、その研究が遂行されるように、組織的に取り組む。また学校法人豊田学園では、「学校法人豊田学園における学術研究倫理に関するガイドライン」を定め、研究活動の具体的なガイドラインについて取り決めている。また、「研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、研究活動の不正の防止や厳粛な対応に努めている。

11. 施設・設備等の整備計画

11-1 校地・運動場の整備計画

名古屋看護学部は、本学の名古屋キャンパス（愛知県名古屋市港区千鳥1-13-22）に開設する。名古屋キャンパスは、名古屋市内南部に位置し、地下鉄名港線築地口駅（名古屋駅から26分）から0.5キロ、徒歩5分の距離であり、中部地区におけるアクセスは良好である。名古屋キャンパスの校地面積は2,732㎡である。校地校舎の所有者は一般社団法人名古屋市医師会であり、本学は令和8年10月より令和38年3月までの29年6ヶ月の不動産使用貸借契約【資料9】で、校地校舎を借用する。本キャンパスは都市型のビル型キャンパスのため、校舎以外の空地は狭小であるが、校舎内にホール、レストコーナー、学生ホール、自習室など広い面積を学生が余裕をもって滞留し、交流や休息ができるスペースとして確保している。運動場は併設されていないが、校舎8階に屋内運動場（709.8㎡）を確保しており、運動場の代替スペースとして機能することを確認している。また、本学岐阜キャンパス（移動時間約75分）の運動場等も利用が可能である。

11-2 校舎等施設の整備計画

名古屋キャンパスは、同校地内にある旧名古屋市医師会看護専門学校の校舎を改修し、本学名古屋看護学部の校舎（鉄骨・鉄筋コンクリート造、9階建、延べ床面積9,233.13㎡）として使用する。校舎も校地と同一期間の借用契約を締結し、令和38年3月までの使用が可能となっている。

新校舎内には、講義室12室、演習室6室、実習室5室、教員研究室41室、会議室、ホール、レストコーナー、学生ホール、自習室、図書室、保健室等を備えており、名古屋看護学部の収容定員320人を十分に収容できるとともに、大学設置基準の施設の要件を満たしている。実習室としては、基礎看護学実習室1、基礎看護学実習室2、成人看護実習室、小児・母性看護実習室、在宅看護実習室の5室を整備する。また、全ての基幹教員に対し、教員研究室を整備する。

名古屋看護学部の時間割【資料10】に示した通り、4年次までの全ての科目が余裕をもって収まる教室数となっている。看護専門学校として使用されていた校舎を継承するが、最新の看護校舎とするべく、改修を行う。設備、備品、図書についても、看護教育、看護師養成、保健師養成に必要な数量を適切に整備する。図書については、両キャンパスの蔵書を一体的に利用できる体制とする。

また、本校舎は、学生が休息その他に利用できるように、自習室、学生ホール（飲食スペース）、学生相談室、売店など多くの施設を整備している。これらの施設を利用することで、学生は学習、休息、飲食、課外活動等に励むことが可能になっている。

11-4 図書等の資料及び図書館の整備計画

図書室は、2階にあり、170㎡の広さがあり、移動式書架を備えている。上記の多様な図書室の機能をもって、学生の学修環境を支援していく。図書室以外にも、国家試験対策や定

期試験に備えた自主学習に利用できる自習室（170 m²）を2階に設けている。名古屋キャンパスにおいても蔵書を整備するが、岐阜キャンパスと名古屋キャンパスの図書館は一体的な運用を行い、両キャンパスの学生が全ての図書を利用できるシステムとする。本学全体として、図書17,770冊、学術雑誌105種（ともに令和12年度まで）を整備する計画である。毎年度の定期的な図書の整備も行っていくことで、看護の教育研究を行う上で十分な冊数・種類の図書を体系的に整備する。学術雑誌の明細は【資料11】にて示す。データベースとしては、「医中誌Web」等を整備する。また、他大学図書館及び研究機関との間で文献複写、図書貸借、図書閲覧等の相互利用を行っている。

12. 管理運営

本学は、全学的な管理運営体制として、学長を補佐するとともに、重要事項を審議する機関として、運営会議及び教授会を設置している。

12-1 運営会議

運営会議は、本学の将来構想の企画・審議・重要課題の対処及び大学運営上必要な事項の対処等を行うことを目的としており、学長、副学長、学部長、学科長、学園長、法人事務局長、その他学長が必要と認めた者で構成し、毎月、定期的を開催している。また、必要に応じ、臨時会議を開催することができることとしている。

運営会議では、「運営会議規程」に基づき、次に掲げる事項の審議を行っている。

- (1) 理事長の諮問に関する事項
- (2) 関係官庁の諮問に関する事項
- (3) 本学の運営・教育・研究方針の全学的視野での企画、執行に関する事項
- (4) 学部の将来構想案（カリキュラムも含む。）を、学部長から提出し検討する事項
- (5) 人事の立案に関する事項
- (6) 男女雇用機会均等法第21条に関する事項
- (7) 内部質保証評価会議からの提案に関する事項
- (8) その他、緊急な大学運営に関する事項

12-2 内部質保証評価会議

内部質保証評価会議は、本学学則に基づき、本学の建学の精神の実現に向け、自己点検・評価を実施し、運営会議や教授会との協働のもと、その結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを継続的に行うことにより、教育・研究の水準の向上を図り、自らの責任でその質を保証するための組織と位置付けており、学長、副学長、学園長、学部長、研究科長、大学事務局長、その他学長が必要と認めた者で構成し、毎月、定期的を開催している。また、必要に応じ、臨時会議を開催することができることとしている。

内部質保証評価会議では、「内部質保証評価会議規程」に基づき、次に掲げる事項を行っている。

- (1) 内部質保証に関する方針及び手続の策定
- (2) 自己点検・評価の計画の策定
- (3) 全学的な観点による自己点検・評価及びその結果に基づく改善・向上の支援
- (4) 自己点検・評価結果の公表
- (5) 3つのポリシーに関する対応等
- (6) 授業評価の点検・評価及び重要事項の審議
- (7) 研究活動の点検・評価
- (8) 認証評価機関の選択及び対応等
- (9) 外部評価に関する対応等

- (10) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事項
- (11) その他内部質保証に関する重要事項

12-3 教授会

大学学則の規定に基づき、教授会を組織しており、全学教授会と学部教授会を設置している。教授会は、学長及び教授をもって構成しており、毎月、定期的に開催している。また、必要に応じ、臨時会議を開催することができることとしている。

なお、副学長を置く場合は、教授会に副学長を加えるとともに、学部教授会が必要と求める場合は、准教授及びその他の職員を教授会の会議に参加させることができることとしている。

教授会は、本学学則及び「内部質保証評価会議規程」に基づき、次に掲げる事項について、学長が決定を行うにあたり、意見を述べることとしている。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認める事項

また、学部教授会は、学長が司る教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるができることとしている。

- (1) 授業科目及び履修方法に関する事
- (2) 学則及び学内諸規定に関する事
- (3) 学部または重要な施設の設置改廃に関する事
- (4) 学生の休学、退学、転学、転入学及び除籍に関する事
- (5) 学生の厚生に関する事
- (6) 学生の賞罰に関する事
- (7) その他教育研究上必要と思われる事

また、学長が決定を行うにあたり、審議すべき事項を予備審議又は委託審議させるため、次の委員会を置いている。

- (1) 教員資格審査委員会
- (2) 自己点検・評価委員会（全学・学部）
- (3) FD／SD委員会
- (4) IR委員会
- (5) 入試運営委員会
- (6) 入試委員会
- (7) 広報委員会
- (8) 図書委員会
- (9) 紀要委員会
- (10) 教務委員会（全学・学部）
- (11) 学生委員会（全学・学部）

- (12) 国家試験対策委員会（学部）
- (13) 就職委員会（学部）
- (14) 臨地・臨床実習委員会（学部）
- (15) 研究倫理委員会
- (16) 利益相反委員会
- (17) 研究センター委員会
- (18) 国際交流委員会
- (19) 衛生委員会
- (20) ハラスメント防止委員会
- (21) シミュレーションセンター委員会
- (22) サイエンスラボ委員会

なお、自己点検・評価委員会、教務委員会、学生委員会、国家試験対策委員会、就職委員会、臨地・臨床実習委員会については、学部教授会に設置することができることとしている。

12-4 事務局

本学は、「組織規程」に基づき、総務課、学事課、入試広報課で構成する大学事務局を設置している。大学事務局では、各種規程を整備し、当該規程に沿って業務を遂行している。

大学が行う業務が複雑化・多様化する中、大学運営の一層の改善に向けては、事務職員・事務組織等が、国際的な連絡調整や組織的な産学官連携の推進等の大学における様々な取組の意思決定に参画するなど、これまで以上に積極的な役割を担い、大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮する必要がある。

また、大学教員を取り巻く職務環境の変化も踏まえ、教員と事務職員等の垣根を越えた取組が一層必要となっており、教員と事務職員等とが連携協力して業務に取り組む重要性を認識し、教職協働の取組を進めていく必要がある。

本学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、各種委員会等での協働が円滑に行われるよう努めている。

13. 自己点検・評価

13-1 実施体制

本学は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表している。また、教育研究等の総合的な状況について、公益財団法人日本高等教育評価機構（JIHEE）による「令和7年度大学機関別認証評価」を受審し、令和8年3月12日付けで、同評価機構が定めた大学評価基準に適合していると認定された。

本学では、本学学則及び「自己点検・評価委員会規程」に基づき、大学運営の全般に亘る点検・評価を円滑かつ効率的に行うため、「自己点検・評価委員会」を設置し、点検・評価する体制を整備しており、教育、研究、大学の在り方及び管理運営について実績を基に、点検・評価を実施している。

「自己点検・評価委員会」は、学長、学園長、学部長、研究科長、法人事務局長、大学事務局長、その他学長が必要と認めた者で構成しており、次に掲げる事項を審議している。

- (1) 本学における自己点検・評価の実施計画に関する基本方針
- (2) 自己点検・評価の実施体制に関する事項
- (3) 自己点検・評価結果の活用に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

また、「自己点検・評価委員会」の開催、自己点検・評価の実施、報告書の作成、全教員及び職員による議論などを経て、自己点検・評価報告書を作成し、教学担当監事によって監査を受け、運営会議及び内部質保証評価会議に報告する仕組みとしている。

13-2 実施方法と評価基準

本学では、公益財団法人日本高等教育評価機構（JIHEE）が定める評価項目に沿って自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書を作成している。

なお、自己点検・評価を実施するにあたり、学内に対しての意思統一及び改善に向けた情報共有を十分に行っており、また、学外に対しても、本学の教育研究活動や大学運営等に関する現状、改善及び将来計画を示している。

- (1) 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等
- (2) 沿革
- (3) 評価機構が定める基準に基づく自己評価
 - ① 基準1 使命・目的
 - ② 基準2 内部質保証
 - ③ 基準3 学生
 - ④ 基準4 教育課程
 - ⑤ 基準5 教員・職員
 - ⑥ 基準6 経営・管理と財務
- (4) 大学が独自に設定した基準による自己評価

- ① 基準 A 地域貢献
- (5) 特記事項
- (6) 法令等の遵守状況一覧
- (7) エビデンス集一覧
 - ① エビデンス集（データ編）一覧
 - ② エビデンス集（資料編）一覧

13-3 結果の活用と公表

点検・評価結果の活用方法として、「自己点検・評価委員会」から、改革・改善の方策について、教授会や各種委員会などに提議される。

これらを通じて、教育活動や研究活動などの改善策を検討し、改善計画、教育活動、研究活動などで達成すべき目標を設定し、PDCAサイクルを機能させ、教育研究及び管理運営の改革・改善に結びつけている。また、自己点検・評価結果は、本学ホームページや公益財団法人日本高等教育評価機構（JIHEE）を介して学内外へ公表している。

14. 情報の公表

14-1 教育情報の公表

本学では、各ステークホルダーをはじめ、社会全体への説明責任の重要性を踏まえ、教育研究活動等の状況の情報について、ホームページ等を中心に積極的に公表・発信を行っている。名古屋看護学部の開設後も、この取り組みにさらに力を入れ、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況について、積極的な情報の公表に努める。

公表の方法としては、本学ホームページや本学大学案内等において、積極的に教育情報の公表を行っている。建学の理念、研究科の教育研究目的、カリキュラム、学則、基幹教員のプロフィール・研究業績、認証評価報告書、設置計画履行状況報告書、学部学科の基本的な情報、学生数、教職員数、入試情報、就職情報及び財務情報等を公表する。

14-2 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に係る教育研究情報等の公表

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に係る以下の教育研究情報等の公表については、大学ホームページにより、行っている。具体的なホームページのアドレスを以下に記す。

①大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること。

(建学の精神、教育理念、教育目標、3つのポリシー)

<https://www.gifuhoken.ac.jp/about/policies.html>

https://www.gifuhoken.ac.jp/docs/rl_information_disclosure.pdf

②教育研究上の基本組織に関すること

(教育研究上の基本組織)

https://www.gifuhoken.ac.jp/docs/rl_information_disclosure.pdf

③教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

(基幹教員数、基幹教員の年齢構成、基幹教員の学位及び業績)

https://www.gifuhoken.ac.jp/docs/rl_information_disclosure.pdf

<https://www.gifuhoken.ac.jp/academics/nursing3.html>

<https://www.gifuhoken.ac.jp/academics/physical3.html>

<https://www.gifuhoken.ac.jp/academics/occupational3.html>

https://www.gifuhoken.ac.jp/academics/g_s_n2.html

④入学者の選抜に関すること

(アドミッションポリシー、入試概要)

<https://www.gifuhoken.ac.jp/about/policies.html>

<https://www.gifuhoken.ac.jp/about/policies.html>

https://www.gifuhoken.ac.jp/academics/g_s_n.html

<https://www.gifuhoken.ac.jp/admissions/index.html>

⑤入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、收容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること

(入学者数、在学学生数、修了者数、就職者数、就職状況)

https://www.gifuhoken.ac.jp/docs/rl_information_disclosure.pdf

<https://www.gifuhoken.ac.jp/files/7ac7f0a5ccf512ea1dca4541e5aa2d78f2c745f6.pdf>

⑥授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(特色、カリキュラム)

<https://www.gifuhoken.ac.jp/about/features.html>

(キャンパスカレンダー)

<https://www.gifuhoken.ac.jp/campuslife/index.html>

https://www.gifuhoken.ac.jp/portal/doc/handbook_for_students2019.pdf

(シラバス)

<https://www.gifuhoken.ac.jp/about/disclosure.html>

⑦学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(履修規程、履修要領、修了要件)

<https://www.gifuhoken.ac.jp/campuslife/registration.html>

⑧校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

(校地、校舎等の施設情報)

<https://www.gifuhoken.ac.jp/files/c707fa09f307d070d2f7596eb1c326d94c95cd66.pdf>

(キャンパスマップ)

<https://www.gifuhoken.ac.jp/campuslife/facilities.html>

(交通アクセス)

<https://www.gifuhoken.ac.jp/about/access.html>

⑨授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

(授業料、学費等)

<https://www.gifuhoken.ac.jp/admissions/fees.html>

https://www.gifuhoken.ac.jp/docs/rl_information_disclosure.pdf

⑩大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

(資格、進路相談、学生支援体制、担任制度、学習支援プログラム、学習支援オフィス
アワー、図書館、自習室、学生相談)

<https://www.gifuhoken.ac.jp/campuslife/support.html>

https://www.gifuhoken.ac.jp/portal/doc/handbook_for_students2019.pdf

⑪大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で終了した者の占める割合その他学位授
与の状況に関すること、

(割合その他学位授与の状況)

<https://www.gifuhoken.ac.jp/about/disclosure.html>

[https://www.gifuhoken.ac.jp/files/7ac7f0a5ccf512ea1dca4541e5aa2d78f2c745f6
.pdf](https://www.gifuhoken.ac.jp/files/7ac7f0a5ccf512ea1dca4541e5aa2d78f2c745f6.pdf)

⑫大学院の学位論文に係る評価に当たっての基準に関すること

(教科案内、学生便覧)

<https://www.gifuhoken.ac.jp/about/disclosure.html>

14-3 学術論文等の情報の公表

学術論文等の情報の公表については、「岐阜保健大学紀要」を原則として年 1 回発行し、
インターネット上で公開している。

(岐阜保健大学 紀要)

<https://www.gifuhoken.ac.jp/about/disclosure.html>

15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

15-1 FD の計画

本学では、その教育目標を実現するため、大学設置基準に準拠し、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究であるファカルティ・ディベロップメント (FD) を計画的に実施している。具体的には、「FD 委員会」を設置し、教員に委嘱して効果的に、大学の教育内容の改善を図っている。「FD 委員会」の委員は、各学部の教員及び事務局員にて構成し、教育研修活動改善の方策を策定し、学生による授業評価アンケート、FD 研修会等について、適宜実施している。具体的な FD の状況を以下に記す。

①学生による授業アンケートの実施、分析

開講する全科目について毎学期ごとに実施し、結果については担当教員にフィードバックしてその授業に役立てるとともに、「FD 委員会」でも授業アンケート結果の分析・評価を行い、大学全体としての授業改善の方策を検討する上での参考資料としている。

②基幹教員による授業見学

学修成果の向上を図るために、教職員による授業見学を行う。学期ごとに授業公開週間の設定、研修授業・研修会の実施と意見交換など、教員相互間の授業公開を促進する活動を実施する。さらに、教員における教育情報の交換を行っている。

③FD 研修会

教員相互の授業見学の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会を実施している。また、授業改善を目指す「FD 研修会」を全教員対象に定期的に実施している。

経常的な教員の教育・研究指導能力の向上には、FD の実施や成績評価基準等の明示等とともに、自らの教育研究活動についての評価を行うことによって、その実効性を担保し、更なる改善のための活動評価を行っている。特に近年その重要性が増しているアクティブラーニングの具体的な手法や取り組みについては、「FD 研修会」において重点的に取り上げ、本学学生のアクティブラーニングを推進している。

15-2 SD の計画

高等教育に求められる役割が益々大きくなる中、大学がその使命を十全に果たすためには、その運営についても一層の高度化を図ることが必要である。本学においては、職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修であるスタッフ・ディベロップメント (SD) の機会を組織的、計画的に設け、職員の能力と資質の向上に努める。本学では、「FD 研修会」と同様に、「SD 研修会」についても定期的に開催し、また、外部の研修会や勉強会への職員の参加を奨励し、職員の資質向上に努めている。

16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

16-1 教育課程内の取組

本学では教育目標を達成するため、人間性の豊かな看護専門職の育成と将来のキャリア形成につながる人材育成のための指導体制を整備することで、入学当初から自己キャリアデザインを形成できるよう科目履修することができるように教育課程の編成を行っている。

社会人として看護職の多様なキャリア教育の基盤となる教育科目を配置し、社会で活躍できる社会人としての自立をはかるために、下記の科目を配置する。

「自己管理と社会規範（性教育含む）」、「地域活動と社会貢献（ボランティア含む）」などの科目を通して、看護職として活躍する場やその機能と役割などを学ぶことで、学生個々が主体的に地域社会に貢献できる人材として成長する基盤を整える。

また、幅広い職業意識の啓発のため、豊富な臨床実務経験を積んだ教員を多く配置した教員構成となっている。

これらの教員による指導を通じて、学生は将来の職業意識を啓発することができ、卒業後の就職についてより具体的なビジョンを描くことができる。

16-2 教育課程外の取組

（アドバイザー教員の配置と指導体制）

学生生活、履修、キャリア指導案などに関する個別の相談、指導、助言ができるように、学生一人一人にアドバイザー教員を配置している。1年次の大学生活への適応を促し、2年次の学習意欲の減退期、進路目標に悩む時期、将来の自分のキャリア展望、3年次の臨地実習時期での動揺などを抱える学生を早期に発見し適切な対処を行うなど、アドバイザー教員は学生との円滑なコミュニケーションを図る指導を行っている。4年次には就職や大学院進学などの進路指導に向けたきめ細かい指導体制を行う。加えて、個々の学生の履修から生活環境、就職指導までを把握するため、学部就職委員及びキャリアセンターと連携して就職支援体制を整えている。

16-3 適切な体制による職業的自立に向けた支援体制

（キャリア形成プログラム）

学生一人ひとりが将来必要となる能力や資質を計画的かつ段階的に身につけていくことで、学生の基礎能力を高め、多角的な視点で物事をとらえる力を培うことができるキャリア形成のプログラムを実施している。キャリア形成のためのプログラムは、オリエンテーション時の説明や、教育課程外の研修やセミナーという形で、定期的に学内で実施し、学生には参加を強く推奨している。

（キャリアセンター）

本学では、「キャリアセンター」を設置し、学部での人材教育と合わせて、学生それぞれが将来の目標に向かって前進できるよう、入学時から卒業まで支援できる体制を整備して

いる。キャリアセンターにおける主な支援業務を以下に記す。

- (1) 学期はじめのオリエンテーションでの就職への意識づけ
- (2) 1年次からの「自己形成」の指導
- (3) 資格取得への支援
- (4) 内定獲得までの個別指導
- (5) 大学院、専攻科などの各種進学先に関する情報提供

(キャリア形成就職アドバイザー)

就職活動を支援するため、「キャリア形成就職アドバイザー」を置いている。キャリア形成就職アドバイザーは、主にキャリアセンターにおいて、就職活動期の学生に対して、個々の学生の状況を把握したきめの細かい指導を行うことで、学生の就職活動を包括的に支援している。

(看護師国家試験対策の体制整備と取り組み)

本学では、国家試験（看護師、保健師）の合格に向けた全学、全学部的なきめ細かい指導を行っている。学年別の指導内容としては、1年次、2年次、3年次、4年次と学年進行ごとの指導内容を提示し、全ての教員が一丸となり、国家試験合格へ向けての学修支援及び精神的意欲の向上も含めた継続的、包括的な指導を行っている。